

かすみがうら市議会産業建設委員会会議録

令和2年10月9日 午後1時29分 開 会

出席委員

委員長	古橋智樹
副委員長	佐藤文雄
委員	矢口龍人
委員	岡崎勉
委員	久松公生

欠席委員

なし

出席説明者

都市産業部長	鈴木芳明
建設部長	石塚洋二
農業委員会事務局長	大久保定夫
道路課長	羽成英明
上下水道課長	鈴木仁志
上下水道課長補佐	瀧ヶ崎卓也
都市整備課長	大久保昌明
農林水産課長	根本和幸
農業委員会事務局長補佐	酒井宏

出席書記名

議会事務局 青山哲士

議 事 日 程

令和2年10月9日（金曜日）午後1時29分 開 会

1. 委員長あいさつ
2. 審査事件
 - (1) 道路台帳について
 - (2) 下水道の更新について
 - (3) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の進捗について
 - (4) 有害鳥獣の被害状況について
 - (5) 本市の荒廃農地について
 - (6) 営農型太陽光発電について
 - (7) その他

開 会 午後 1時29分

○古橋智樹委員長

では、皆さんおそろいになりましたので、進めさせていただきます。

開会前に申し上げます。産業建設委員会におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために密集・密接の3条件の注意を払い、会議を行いたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから産業委員会を開きます。

次に、書記を指名します。議会事務局青山主任を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、道路台帳についてを議題といたします。

説明を求めます。

○建設部長（石塚洋二君）

ご苦労さまです。

それでは、早速ですけれども、事件の（1）道路台帳について、道路課、羽成課長から説明をいたします。

○道路課長（羽成英明君）

それでは、資料のほうから説明させていただきます。

こちら道路台帳についてということで、1番、かすみがうら市道路現況ということで、令和2年4月1日現在のものの概要でございます。路線数が6,150路線、実延長で145万2821メートル、改良延長で37万5890メートル、舗装延長で78万8007メートル、道路改良率で26%、道路舗装率で54.2%の状況でございます。

2番といたしまして、市町村道路につきましては、幹線1級市町村道路、幹線2級市町村道路及びその他市町村道路という3種類に区分されています。その状況から、かすみがうら市の今の現在の状況といたしましては、この付票にあるとおり、1級につきましては合計24路線、千代田地区については14路線で、表示方法といたしまして、6ハイフンの4桁の棒線という表示、霞ヶ浦地区につきましては10

路線、表示方法としては01の00という4桁の数字で記載しています。道路カンモウズ上は赤色で示しています。

2級につきましては合計26路線、千代田地区9路線、霞ヶ浦地区17路線で、表示方法は7-02で〇〇の表示方法になっております。カンモウズ表示としては青色を表示しています。

その他路線につきましては、合計6,100路線ありまして、千代田地区が2,737路線で表示方法が8-の形を取っています。霞ヶ浦地区については3,363路線で、1から8の番号を使いまして、その中に3桁の数字を使っています。カンモウズの表示は黒表示になっています。

その霞ヶ浦分の1から8については、頭を1、2、3ということでありまして、1から4までについては旧国道354の上のラインです、北側。5、6、7、8につきましては旧国道354の下側の路線を示しています。それで、順番としては宍倉、安食、柏崎、田伏、牛渡、加茂、戸崎というようなことで、おおよその番地にとりましては1から8を使っている状況でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

実際、かすみがうら市が運用している基準というものにつきましては、昭和55年の建設省通知、幹線1級及び2級市町村道の選定についてというものを基準に運用している状況でございます。

(1) 幹線1号の市町村道の基準につきましては、おおよそ6項目がございますが、まず1番として、都市計画決定された幹線道路、2番として、主要集落とこれとを、密接な関係にある主要集落等を連絡する道路、あと、5番として主要集落、主要交通施設、主要公的施設、または主要観光地との密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線道路1級市町村道を連絡する道路というのが主な内容になっています。

2番といたしまして、幹線2級市町村道路の基準ということございまして、1番として、都市計画決定された補助幹線道路、幹線街路、2として集落双方を連絡する道路、4番として集落とこれに密接な関係のある一般国道、都道府県道、または幹線1級市町村道と連携する道路というようなことが主な内容になっています。

その他で3番としまして、幹線道路以外の市町村道についてということで、市町村道路のうち、幹線市町村道路以外の市町村の道路はその他の道路と区分しています。

続きまして、3ページをお願いいたします。

こちらのエリアにつきましては、近隣の市町村の表示状況はどういうことかということで調べたもの内容になっています。調べた先が土浦市と石岡市ということでございまして、土浦市につきましては、1級については旧土浦ですかね、そちらのほうがローマ数字のⅠ級に何々号線、新治については新治1級何々号線、2級についてはローマ数字のⅡに何々号線、新治については新治2級〇〇号線、その他につきましては、町名もなので、今現在確認できているのは、例としてはテの〇〇号線とか、白鳥〇〇号線という表示を使っているような状況でございます。あと、旧新治につきましては、確認したところ、新治地区を北、中、南というようなことで分けたものを頭につけて、号線というような表示を使っているというようなことございました。

石岡市につきましては、大きな区割りとして、Aについては旧石岡、Bというのは旧八郷というような扱いをしていますということでございます。1級についてはAの石岡は01の〇〇号線、八郷についてはB01の〇〇号線、2級については、石岡はA02の〇〇号線、旧八郷はB0の〇〇号線と。あと、その他については、旧石岡については1から6までの数字を頭につけて区割りをしている形で〇〇号線という表示、八郷についてはBとして、1から8を使って、その後に数字を使って号線を示しているというような状況でございます。

あと、3番といたしまして、道路の認定とハードについては、市議会の議決を経なければなりませんというような条件がありまして、道路法8条第2項の規定により、議会の議決を経た上で市長が認定しますと。道路法10条第3号の規定により、議会の議決を経た上で市長が認定しますというようなことの議会の議決を経ながら進めていくというようなことになっています。

4番につきましては、県内のデジタル版の状況というようなことの方でございまして。古河市、土浦市、筑西市、ひたちなか市、神栖市、日立市、あと石岡市というものが実施しているとか、あとは作成中であるというような状況でございまして。あと、そのデジタル化に伴っての端末処理につきましては、古河市につきましては窓口で1台設置して、あと職員が管理したり加除したりするためには、管理するために1台のパソコンがあると。土浦市は職員が操作をして、表示依頼があった箇所についてプリントアウトするなりして対応していると。筑西市は窓口でタッチパネル式のものを1台、職員用として2台を設置していますよという。ひたちなか市については職員用のパソコンで対応しているということで、こちらについては、完全デジタル化というわけではなくて、PDFデータを活用して、それを画面表示して検索ができるような形になっているということで、その上でコピー等のものを発行しているということでした。神栖市については、窓口タッチパネル2台、職員用で5台、日立市については職員用2台、石岡市については今作成中で、3年間の計画で、令和3年度には稼働予定のような状況になっています。

かすみがうら市については、まだ未実施ではございますけれども、今のところ紙台帳で387面で千代田地区は4分冊、霞ヶ浦地区4分冊を窓口で閲覧いただいているような状況。あと、細かいところではなくて、大きな図面といたしまして、道路網図ということで、千代田地区2分冊分、霞ヶ浦地区2分冊を窓口に行っているのと合わせてホームページも公開していますというような状況でございまして。

あと、5番の道路番号の変更について、今の段階で課題として考えられる部分につきましては、道路占用許可更新ということで、1点目として、道路占用許可を受けているものについて、埋設されている物件については占用許可が必要となることから、対象となる路線が変更になる場合には、新旧対照表を準備して併せて周知を行う必要がありますと。あと、占用期間については、水道管と下水道管、電柱については10年間の占用期間、それ以外のものについては、個人の浄化槽と排水などについては5年間の占用期間ですというような内容です。

次のページをお願いいたします。

特殊車両通行許可につきましても、こちらについても道路管理者が道路の構造を保全し、または道路の危険を防止するために必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路、その他の有する高速道路については車両重量20トンを超えるもの、また、高さについても3.8メートルを超えるものについては、構造計算、または試験によって安全であると認められる限度を超えるものについても通行を禁止し、または制限することができることと規定がございまして。道路管理者として規制なりを承認許可手続をやっているというような状況です。国土交通省道路の情報便覧システムには、かすみがうら市の一部主要幹線については掲載もされていますので、そのものについては、新旧対照表などを作成して、事前周知を図り、データの修正が必要かというようなことが想定されます。

続いてのページです。

これは実際の道路カンモウズになっていまして、このものが千代田地区、霞ヶ浦地区合わせて4冊ありまして、こういった表示で窓口に表示させていただいて、あとはこのBの何番とかというものから細かいものの台帳を閲覧いただくというようなことでやり取りをしているというような状況でございまして。

説明は以上です。

○古橋智樹委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

デジタル化の課題というのは、どういう課題があるんですか。

○道路課長（羽成英明君）

デジタル化そのものというよりは、道路番号の入替え等が発生した場合に、その場合に、番号が新番と旧番で対照表が必要で、対応する必要があるのではないかというようなこと。あとは、デジタル化そのものであると大きな経費がかかってしまうというようなところでございます。

○佐藤文雄委員

道路番号が整理されていないという意味ですか、今の言っているのは。道路番号の問題点というのは何なのかね、具体的に。例えばこういう問題がありますよとか、あるのかないのかも分からない。それから、経費といっても、どのくらいの経費がかかっているのか、ほかの自治体の例を示して、デジタル化の経費は大体どのぐらいなのかというのが分かれば教えていただけますか。

○道路課長（羽成英明君）

例えば1ページのところ、こちらにありますように、今現在の例えば1級幹線について、千代田地区については6ハイフンの形です。それで霞ヶ浦が01ということですので、例えばここを統合する事態があったとか、あとは例えばその他の路線の8ハイフン幾つというものを例えば1級に格上げするとか、2級に格上げするというときには、この番号が替わってくる、替える必要がありますので、その辺の対照表が必要だというようなところでございます。

○古橋智樹委員長

あと予算。

○道路課長（羽成英明君）

あと、予算につきましては、先日の議会、9月4日付の議会で一般質問をいただいた内容でございまして、そのときにはおおむね9700万円の費用がかかりますというようなこと、それが石岡市の例ですかね。全体でおおむね9700万で、全体の台帳のものを動かす、修正するとしますと387面の移動が考えられるというようなところでございます。

○佐藤文雄委員

対照表を作らなきゃいけないと。対照表を作らないと、これは整理ができないという意味なんですか。それとも、対照表を作らないで何らかの改善というか、名称を、また土浦とか石岡と同等のやり方を取れば改善されるのか。そこら辺がちょっとよく分からないんですけれども。これがまず、どういうことが課題になるわけですか。対照……

○道路課長（羽成英明君）

それをやらなくてというわけではなくて、今現在その道路上に物が入っていたりするわけなんです。例えば何ですか、占用許可を受けて、例えば電柱が立っているとか、下水道管とか水道管が入っているわけです。例えば何号線の中に道路構造物が入っていますという許認可権が10年間ありまして、10年後には更新が必要になってくるわけなんです、その業者さんのほうで。例えば1号線の道路の中に下水管が入っていましたら、その道路番号が替わっちゃったことによって、今度は何番の申請を、何番という路線に入っていますという申請をやっていただくしかないの、それが更新手続上、それを替えたほうの市のほうできちんとした対照表を準備して周知をしないとできませんよということです。

○佐藤文雄委員

ということは、あまり閲覧するときに、閲覧というか、こちらのほうで見ているように窓口でタッチパネルでどうのこうのというか、あるじゃないですか。これは市民が見れるようになっているわけだから、今言った下水管がどうのこうのと、水道管がどうのこうのとというのは、行政側のほうの都合だから、行政側が対照表をきちっと作っておけば問題ないということになると思うんですが、どうですか。

○道路課長（羽成英明君）

行政側が準備すればいいという話と、あとは、その対象になる方が数がいるものですから、道路占用を受けている方がいっぱいいらっしゃるんで、その方にも周知する必要があるし、そのときにはこういうデータが替わりますというのを申請していただく必要があるということです。こちら準備するし、その占用の許認可を更新手続をやっていただく方にも、新しい番号で申請いただく必要があるということです。

○佐藤文雄委員

いや、その更新をするというのは行政側ではなくて、いや、市民との関係を私言っているんです。市民との関係ではどうということなんですか。市民が下水道、水道も含めて、そういうのが必要になるという意味なんですか。

○道路課長（羽成英明君）

市民と、あとは電力会社とか、東電とか、NTTとかで占用している案件では、その方が更新の申請を出していただくときに、その番号を使っていますと。

○建設部長（石塚洋二君）

加えまして、今、羽成課長が言ったのは、いろいろな企業、例えば開発業者とか、何号線沿いに開発をやるって申請して、家が3軒建ちました。残り5軒があつて、またあつたときに、そのときは番号が替わっちゃえば違う番号でやるしかない。新旧対照表を持っていなくちゃならないというのが行政側の考え方、行政側に持っていなくちゃならないというのは、今、佐藤委員が言ったような形もありますけれども、もう一つ加えて、市民側で必要だとなってきましたと、例えば家の前の1号線に浄化槽の放流同意をもらっています。でも、次は、そこが例えば3号線に替わってしまうと。市民は3号線として今度申請しなければ下りなくなっちゃう。1号線は違うところにゼッケンがついてしまう。そういう場合、例えば一例ですけれども、そういうときでも市民側のほうも、市民の窓口に来て申請があれば、こういうことで3号線にここは番号替わりましたよとかという情報提供しなきゃならない。そういう意味では、市民も替わったところを新旧対照表を示さなければならぬというところでの説明かと思いますが。

○佐藤文雄委員

だからさ、行政が持っていて、だって、市民が一々そのことについて理解する必要はないと思うんだよね。今現在の……

〔「申請のときにね」と呼ぶ者あり〕

○佐藤文雄委員

そのときに、何かあつたときに、行政のほうは、今度はこれがこういうふうな道路番号になったんで、申請については替えますというふうに言えばいいだけの問題だから、あまり市民にとっては特別にね、持ってなきゃいけないわけじゃないからね。行政が持っていれば別に問題ないわけですが、どうですか、それ。

○建設部長（石塚洋二君）

おっしゃるとおりで、市民は持っていないなくても、申請する段階で相談をしていただければ、市のほうで情報提供出ますので、ただ、さっき羽成課長が言ったのは、市民側も情報として必要、ゼロではないという意味で、市民側にも関わってくるという意味で申し上げたのかなというふうに思いますけれども。

○佐藤文雄委員

つまりそういう、このデジタル化に当たってこういう問題がありますので、そのことについてはご理解くださいみたいなメッセージじゃないけれども、そういうのを出しておけば済むことなのかなと思いますが、そういうことですか。

○道路課長（羽成英明君）

そういうことです。

○矢口龍人委員長

ちょっと最初に戻っちゃうんですけども、1級、2級って番号ついていますが、この下に、その条件というのがあるようなんですけれども、次のページですか。実際のところ、これは昭和55年に決定したというふうなことなんですけれども、現在の現況からいくと、本当にこれに定義しているのかなと思うような路線がたくさんあるんですけども、それに対しての見直しとかというのはやる気はないのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

○道路課長（羽成英明君）

こちらとしても1級、2級、あとはその他の路線の中で主要幹線というか、この条件が変わっているので、こういったものに当たるというものであれば検討していくというようなことで考えています。

○矢口龍人委員長

それと、例えば1級の道路の改良率というのと2級の改良率、舗装率というのをちょっと示していただけますか。私は、何で言うかという、例えば1級と指定してあるのであれば、当然改良というものを優先的にやるべきというふうに思っているんです。ですから、やはりしっかりと見直しというのを図って、それで優先順位を、1級というのは当然幹線道路なんだから改良すべきであると思うんで、そういうふうなことをきちっと市のほうで方針を持っているべきと思うんですけども、その辺のところどうですか。

○道路課長（羽成英明君）

1級については、改良されるべきところなんですけれども、今現在、その状況を見ながら進めていくところだと思うので、検討していくかなというところです。

○矢口龍人委員長

だから、その改良率は分かりますか1級の改良率、2級の改良率。さっき全体的なものはお話しいただきましたけれども。

○佐藤文雄委員

全体のところでは26%、平均どうなんだろうね。

○矢口龍人委員長

だから、1級だったら80%行っているとかさ、そういうデータが欲しいよね。今後ね、全部やりますとかさ。

○道路課長（羽成英明君）

後でちょっと提出したいと思います。

○矢口龍人委員長

ですから、そういうことで、要するに1級、2級というのは重要度を示しているんだと思うんですよね。ですから、その辺のところをしっかりと、やはり道路行政の中で示していくべきだと思うんですよね。

○道路課長（羽成英明君）

すみません、資料のほうが今、見つけてまして、1級についての改良率としては77%……

○矢口龍人委員長

1級が。

○道路課長（羽成英明君）

はい。2級は58、その他が22です。あと、舗装率については、1級が98、2級が95、その他が59。

○矢口龍人委員長

こういう数字を見ると、当然1級だから、77%といたら、そんなにやっていたわけ。そうなんだ。その改良というのは、どの程度を改良と見ているわけ。例えば両方に歩道をつけて幅員何メートルというふうに、そういう規定があるんでしょう、どうなんですか。

○佐藤文雄委員

改良された道路という意味なの。

○道路課長（羽成英明君）

1ページの下のところにあるもので、道路幅5メートル以上でというような、この状況をクリアしたものが改良率として上がっております。あとは、そうですね、舗装については、舗装したものについてが舗装率というような。

○古橋智樹委員長

委員長を交代します。

矢口委員が一般質問の中でも質問したことと重複するかもしれませんが、私の認識として、委員としてお伺いしたいんですけども、その1級、2級の権限ですか、指定の権限というのは市長権限でよろしかったんですか。

○道路課長（羽成英明君）

市長権限です。

○古橋智樹委員

地方譲与税に今、道路、譲与税じゃなくて揮発油税ですか、それは今の算定は延長は関わっているんですよね、市道としての。

○道路課長（羽成英明君）

揮発油税は、税収としては多分、道路とかではなくて、石油の取決めに関わるものなので、直接、市のほうでというわけではなくて、そこから交付されるものかと思うんです。

○古橋智樹委員

そうすると、かつての道路譲与税ですか、これはなくなって、ガソリンの量というのは、これを各市区町村に案分するのは、ガソリンの使用料というのは車両台数でやるのか、いや、道路の実延長じゃなきゃできないのかなと思うんですけども、そこは分からなければ分からないということで整理してもらいたいんですけどもね。なぜこれを聞くかという、もっとメリットをね、道路台帳を整理できれば、市長の権限として、総務省なりにそういう関係省庁に相談して、国からの補助金として還元できるのであれば、大いにまずやってもらいたいなという根底があって、お尋ねするんですけども。

○道路課長（羽成英明君）

その揮発油税等については、正直なことをいって、こちらでは分かりませんが、財政であれば分かるのかなと思うんですけども。あと、別の考え方によると、地方交付税上は道路の幅員と延長によって地方交付税上は算定されていますので、そちらのほうは地方交付税として市のほうには歳入として入ってきているということでございます。

○佐藤文雄副委員長

いいですか。

○古橋智樹委員

それは当然、これを見ると、かつての地方道路譲与税というものは、私は実延長面積で認識していたんですけども、それがもう今は地方交付税の算定の一つということで、全部シフトしたということですかね。

○道路課長（羽成英明君）

すみません、譲与税については、申し訳ないですけども、不勉強でちょっと分かりません。

○古橋智樹委員

いずれにしても、この道路台帳を見直したりデジタル化する上では、そのメリットは、根拠として必要だと思うんで、それは次回の機会にでもしっかりと確認をしていただいて、資料なりでご説明いただきたいと思います。

それから、それに加えて、この1級、2級の増減があった場合のメリットもお尋ねしたいんですけども。

○道路課長（羽成英明君）

1級、2級の入替えがあったときのメリット、特にはないと言ったらあれですけども。ただ、道路番号等が整理できるということは大きなメリットではあるかなと思っていますので。

○古橋智樹委員

資料の2ページで、幅員とかそういうものは1級も2級も大原則では同じで、その条件ですよ、条件で異なるということなんですけれども、このあたりがさっきご質問したような交付税なりの算定に影響するのであれば、そういうのをぜひ見直してもらいたいなと考えるんですけども。何もそういうものに1級、2級の割合が動かなければ交付税に関係ないというんだったら、とにかく管理しやすいように整理すればいいだけなのかなって。そのあたりはどうですか。

○道路課長（羽成英明君）

実際のところ1級、2級の区分については、見直したからというよりは、実情として道路の計画上、広くする道路になれば、当然今のものを、例えばその他の道路だったものを1級のほうに移行するとか、部分的に移行するというのは考えられるし、それは道路の建築というんですかね、道路をどういうふうに造っていくかということですので、今ある道路を見直すというのでは、直接はメリットはないとは思いますが。

○古橋智樹委員

あと、最後に聞きたいんですけども、そのデジタル化した先例があると思うんですけども、いろんな道路に関わる申請、閲覧とか、そういった事務効率のほうは、矢口委員の一般質問でやり取りしていたような記憶があるんですけども、それを改めてお尋ねしたいんですけども、事務効率はかなり上がるものなんですか、窓口とか申請書とか、許可する上です。

○道路課長（羽成英明君）

例えば道路の場所の、ここら辺の道路と言われたときに、何かしらのキーワードですね、地番であるとかというのがあれば、そこにすぐピンポイントでその場所を検索して選び出すことができるということがありますので。あとは、道路のデータですかね、幅員がどのくらいあるかというのも、図面だけで見ているよりは、個別のデータがきちんとそろってれば、事務効率はかなり早くなるというふうには思っております。

○佐藤文雄副委員長

代わります。

○矢口龍人委員長

この1ページ目にあるように、非常にかすみがうら市の道路番号については分かりづらいと、私たちが再三申していますけれども。それがデジタル化によって大幅に分かりやすくできる、それなりの予算は当然必要だと。

ただね、今、国のほうもデジタル庁なんていうのを創設して、これからどんどんIT、デジタル化に向けて動き出そうとしている状況ですので、市のほうも当然、いち早くデジタル化に向けてぜひ進んでいていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○建設部長（石塚洋二君）

矢口委員から再三ご提案をいただいているところです。先ほど来、申し上げておりますけれども、大きく分けて3段階考え方があるかと思えます。まず1つは、先ほど来申し上げていますように、いわゆる2級が調べてみたら1級だったとか、1級が2級だったとか、そういう路線の1級なのかについての再調査というのがまず1つ目の考え方。次のステップとしては、土浦市さんは新治なんていう、土浦市内はいまだに旧町村前のやつを採用していて、石岡市さんはAとBという表記で、同一表記で既に表記の手法を統一化しているという内容がある。その表記の、旧霞ヶ浦町と千代田町の表記の相違を合わせる必要があるかないか、また、合わせるメリット、デメリットの協議が2番目のステップ。3段目のステップとしては、このデジタル化ですか。県内でもまだ約9自治体で、まだまだ全体の半分にも至っていないと。半分至ったからいい悪いはまた別として、まだそれぞれのメリット、デメリットも洗い出されていない、内部で検討もされていないということ踏まえすと、取りあえずは全体の1級、2級の見直しをやらせていただいて、次のステップ、次のステップという形で進めさせていただければと思います。

なぜそう申し上げますかという、いつもお叱りをいただきますけれども、まずは予算。さらには、今回この3つを同時に一緒にデジタル化までいきますと、1年ぐらいの期間ではまず済まない、数年間の長期契約という形になって、そういうことも踏まえすと、一つずつ検証させていただいて、ステップアップさせていただければというのが今、内部でこれまで、今回協議、今後の問題で内部で協議してきた考え方というので、取りあえずお示しをさせていただきたいと思うんですけども、以上。

○古橋智樹委員長

ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

〔部署の交代〕

○古橋智樹委員長

次に、下水道の更新についてを議題といたします。

説明を求めます。

○建設部長（石塚洋二君）

お疲れさまです。

続きまして、事件の（２）下水道の更新について、上下水道課、鈴木課長からご説明を申し上げます。よろしくお祈いします。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

上下水道課の鈴木です。よろしくお祈いいたします。

私のほうからは、下水道事業の更新に関する内容を説明させていただきます。

当市の下水道事業は、昭和 51 年に事業を開始されました。下原処理分区が始まりとなっております。事業経過が一番長い下原処理分区について、長寿命化計画を策定し、同計画に基づき、管路の長寿命化を図る更生工事を平成 30 年度及び令和元年度で実施いたしました。長寿命化計画による施設ごとの改築計画に伴う支援制度は令和 2 年で終了し、今後は下水道施設全体の中長期的な施設状況を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的、効率的に管理するストックマネジメント計画を策定してまいります。

計画的な点検、調査、改築に交付金を活用するためには、ストックマネジメント計画の策定が必要となっております。同計画は、下水道事業全体の今後の老朽化の進展状況を捉えて優先順位をつけながら施設の改築を進めることで、施設の安全性を確保し、良好な施設状態維持が可能となることや施設全体のライフサイクルコストの軽減が図られるなどの効果が期待されております。

また、農業集落排水事業につきましても、各施設の機能診断を実施して性能低下の度合いを定量的に把握するとともに、診断結果を基に処理区ごとの保全対策方法や実施時期を設定し、更新時期の同期化等について検討するとともに、処理区の統合や再編についても検討するものとなっております最適整備構想を策定してまいります。この内容が農業集落排水事業のストックマネジメント計画になります。

下水道事業のストックマネジメント計画につきまして、令和 2 年度は、施設情報の収集、整理、施設の管理の目標設定、優先順位の整理など、基本方針を設定し、次年度から点検調査を行っていく予定となっております。

また、農業集落排水事業につきましては、引き続き土田処理場区の公共下水道への接続について進めてまいりたいと思っております。

説明は以上です。

○古橋智樹委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○矢口龍人委員長

集落排水処理施設から公共下水道に接続するというのは、現在のところ土田地区だけで、そのほかに関してはどのようなふうな計画でいますか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

下水道の計画でありますベストプラン、20 年計画なんです、その中において、公共下水道に統合したほうがよいという内容の報告が上がっているのが先ほど申した土田処理場と、あと上稲吉処理場、農

業集落排水の上稲吉処理区になっております。

○矢口龍人委員長

そうしますと、そのほかは単独で今後も事業のほうを行っていくということでございますか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

すみません、説明が悪くて申し訳ありません。

そのほかにつきましては、千代田地区につきましては、新治処理場区を千代田東部地区と統合させる、霞ヶ浦地区につきましては大和田処理区と深谷処理区を統合させると。そういうような形でスケールダウンしていくというようなものになっております。

以上です。

○矢口龍人委員長

そのベストプランの中に入っている、今おっしゃっていた内容だと思うんですけども、それはもう公表している計画なんですか、その辺のところをちょっと知りたいんですが。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

平成 27 年度に策定して公表しております。

○佐藤文雄委員

今言っていたのは、統合してそのまま農業集落排水事業として継続するんですか、それともそれを将来的には、いわゆる下水道のほうに接続するというふうな考え方なんですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

両方、農業集落排水同士で統合させるという案と、農業集落排水を公共下水道に接続させるという両方の計画になっております。

○佐藤文雄委員

いやいや、今、統合すると言ったでしょう、農業集落排水事業で、大和田と深谷だけ。それを統合したら、そのままずっと農業集落排水事業として進めていくんですか。それとも、それを最終的には下水道というか、そちらのほうに持っていくというふうな考え方なんですかということ聞いたんですよ。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

失礼しました。

ベストプラン、20 年の計画の中では、今のところは統合と公共の接続ということで、それ以降の将来的なことにつきましては、公共下水道がもうちょっと区域が広がって農業集落に近づけば、またそちらのときに接続する可能性も出てくるかなとは思いますが、今現在では、この計画の中では統合は取りあえず統合という形で考えております。

○佐藤文雄委員

だから、今のはあくまでも統合で、農業集落排水事業として継続すると。いわゆる 20 年までのベストプランの範囲でしか、それ以上はないということなんだよね。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄副委員長

委員長を代わります。

○古橋智樹委員

この下水道の議題は私が提案したんだだけ、でしたよね。それもあるんで、ちょっと私の尋ねたかったところとご用意いただいた部分がちょっと手法が違ってね、私はそもそもかすみがうら市のファシリ

ティマネジメント全体から見ると、下水の更新がかなり大変だということで本会議場のほうで答弁があったものですから、それで聞くのと、あとは土浦市みたいに市街化区域の下水道の更新を都市計画で用いているということですから、そのあたりを踏まえて、かすみがうら市の下水道の老朽化率というのがどの程度なのか。決算のときにちらっと休憩のときに話しましたけれども、償却率が他市町村と比べて、うちの下水の実延長、処理区分全部合算して何メートルあって、どのくらい償却しているのかって。いわゆるここに出てくる書類から名前をやると、老朽化率というのがほかの市町村と比べて進んでいるのかどうかね。体でいえば静脈の老化がどんだけ進んでいるのかというのは分かったほうが、処理区分をいろいろ合理化やるよりも、私はもっとスポット的に対応できて、お金かからないのかなということもイメージしているものですから。だから、その老朽化率、うちの市はね、県内の中のベストプランの中で見るとどのくらい下水の更新が必要な老朽化率が何%なのかというのを、処理区分ごとでもいいんですけども。処理区分を合理化するということは、結果も含めて性能が新しくなってよくなっていくというのは分かるんですけども、それとともに、老朽化率、どこの処理区分が老朽化率が高いとかね、そういうものも私は欲しいなと思って、今回議題にさせてもらったんですけども。

なかなか書記のほうから話がうまく伝わっていなかったかなと反省するんですけども、だから、本当は企業会計の決算のときに償却率、うちの下水道の償却率は何%、石岡、土浦と比べてどのくらい違うの。それが知りたかったんですけども、どうですか。そのあたり、老朽化率ということで何か指標がありますか。

○上下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

老朽化率につきましては、企業会計に昨年度移行して、資産の取得のときの原価の価格に対して現在の減価償却のものを今の現在の資産の価値で試算すれば出ると思うんですけども、ちょっと今のところ出していないんで、それを見れば出ますんで、それは資料としてお渡ししたいと思います。

○古橋智樹委員

次回以降にね。

○佐藤文雄副委員長

いいですか。じゃ次回に出すということで。

○古橋智樹委員

できれば茨城県のベストプランというのがあるんだから、本当は茨城県が各市町村の老朽化率なり企業会計全部させているんだったら、償却率を指標にして、本当は比べるべきだよな。

いま一度、確認したいんですが、下水は交付税算定には何も原則なかったですよ。補助金としてはもらっていますけれども、延長が長いとか、使用水量、下水使用料、水量が多いとか、そういうものは一切なかったですよ。交付税算定とか国の補助金に対して……

○佐藤文雄副委員長

それが下水道にあるかということ。

○古橋智樹委員

下水道はないですよ。

○上下水道課長補佐（瀧ヶ崎卓也君）

交付税算定については、下水道の延長のほうも含まれて算定されています。

○佐藤文雄副委員長

算定されている。

○古橋智樹委員

ならね、なおさらやはりうちの延長が人口、加入戸数、使用料にどのぐらいあるかって考えれば、単純には土浦より行政界の面積は広くて、人口は3分の1以下ぐらいですから、そういう中で下水に引き回しているということは、かなりの負担ですから。そういう部分を老朽化率というのがやはり国に伝わらなければ、必要な財源として補助金をもらう上では説得力がないと思うんですけども、ただ単に行き当たりばったりで事業をやるからということで認可を受けて、補助金を受けているよりは、幾ら国のやり方とはいえ、これだけのこういう老朽化、減価償却の状況ですからという上では、バロメーターがはっきりすれば必要だし、無駄だと言われる部分があったとしたら、やはりそれはもっとほかに優先すべき場所があるのかなというふうに思うので。それは本当に本来ならば決算のときに、企業会計になったわけですから、なおさら、うちの老朽化率で。それがなければ、我々委員だって、もっとこれ予算、下水道の更新に必要なだよって言えないですから。だから、今だとざっくりとした処理区分ごとの加入率とか決算だけの状況で合理化をやっていくということですから。私は余分な経費は手法じゃないかなと思うので、そのあたり検討していただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

貴重なご意見なので、前向きに償却率、他市の状況も踏まえて検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○古橋智樹委員長

交代します。

○矢口龍人委員長

これ今のお話ですと、例えばこれストックマネジメント計画の中で、修繕に関して計画している中で、財源も、社会資本整備総合交付金の50%ってさ、財源もあるわけだよな。あるわけですよ。ですから、そういう面で、どこまでストックマネジメントの中でやろうとしているのか。

○佐藤文雄委員

それを今、詳細に調査するんじゃないの。

○矢口龍人委員長

詳細に調査するの。

〔「今の財源ね」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それに対する財源がこういうことか。だから、修繕費の財源がこれではなくて、調査費で。

〔「そうだよ」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

じゃ答弁ね。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

修繕のほうも、こちらの社会資本整備総合交付金のほうで対応していく予定でございます。

○佐藤文雄委員

修繕費と。

○矢口龍人委員長

そうだよな。

○佐藤文雄委員

調査と。

○古橋智樹委員長

ほかに。

もうなくなっちゃうから、もう一回聞きたいのもあるんだけど、いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、ご質問等もないようでございますので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします、5分程度。じゃ休憩いたします。

[午後 2時23分]

○古橋智樹委員長

それでは、会議を再開します。 [午後 2時28分]

次に、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の進捗についてを議題といたします。

説明を求めます。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

ご苦労さまでございます。

では、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の進捗につきまして、都市整備課大久保課長よりご説明しますので、よろしくをお願いいたします。

○都市整備課長（大久保昌明君）

よろしく申し上げます。

それでは、2つの計画の進捗状況につきまして説明させていただきます。

本日は、以前にお示ししました内容に対しまして、その後の国・県、そして近隣市町村等の調整をしまして、計画案が固まりましたので、修正があった部分につきまして改めて説明をさせていただきます。

新旧対照表といたしまして紙の資料をお手元にお配りしておりますが、タブレットのほうで計画案、全体の計画案のデータをお示ししておりますので、そちらを見ながら確認をしていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、都市計画マスタープランの修正でございます。

新旧対照表、ページと行がお示ししておりますけれども、6ページの見出し部分ですが、こちらは、県の計画推進課との調整によりまして、県の最新版の総合計画を掲載するというので修正をいたしております。

次に、49ページの23行になります。

こちらは、区域指定制度に係る記載でございます。こちらは、県建築指導課から、区域指定制度そのものが宅地化抑制するものではないとの回答をいただきまして、自然環境の保全や市街地の人口密度等を踏まえながら区域指定制度を活用し、適切な運用を図るという文言に修正をしております。

続きまして、50ページ、13行になります。

こちらは、都市計画審議会の際に指摘をいただいた内容でございますが、計画に位置づけております複合拠点施設の整備につきまして、検討という文言を使用しておりました。こちらを推進という文言に修正しまして、積極性のある表現に修正をしております。

続きまして、52ページになります。

こちら都市計画審議会の際にご指摘をいただいた内容でございますが、市がスマートインターチェンジの設置に向けて努めていることも含めまして、新たに市街地から常磐道へのアクセスの向上に努め

る旨を追加しております。

続いて、65 ページ、21 行になります。

こちらは環境保全の方針でございますが、前の表現が、自然との高いというちょっと分かりづらい表現だったということで県の都市計画課のほうからご意見をいただきまして、文言の表現を分かりやすく修正しております。

続きまして、85 ページをお願いします。

図面になりますが、スマートインターチェンジの設置主体につきまして、市ではないことから、推進を促進というような文言に修正をしております。

続きまして、89 ページ、5 行になりますが、こちらは県の建築指導課からのご意見によりまして、調整区域や都市計画区域外の土地利用の方針につきまして、2 つ目の四角い太字の文言になりますけれども、緑色の四角の文言ですけれども、こちらの住環境の形成、こちらに合った内容につきまして、上の項目、地域拠点の形成というふうな項目のほうに移動をしております。

次の 89 ページにつきましても、ただいまのものと同様に記載場所の変更をした内容となっております。

続きまして、94 ページの 7 行になります。

こちらは先ほどの説明と同じく、区域指定制度の表現を修正したのとなっております。

続きまして、最後になりますが、97 ページ、こちらは都市計画審議会の際に指摘をいただいた内容ですが、新たに SDG s、この計画の関連性を追加した内容となっております。

続きまして、今度は立地適正化計画の修正内容について説明させていただきます。

お手元資料、新旧対照表の一番上になります。

6 ページの見出しの部分ですが、先ほどの都市計画マスタープランと同様に、県の計画の中身を内容を変えたものでございます。

続きまして、28 ページになります。

こちらは都市の課題ということで、J R 神立駅周辺の利用の評価を記載しておりました。しかしながら、県の都市計画課からの指摘を受けまして、評価の文章の修正をしております。また、併せまして、鉄道による部分とバスの利用による部分の利用分けを文章においても分けた内容で修正をしております。

続きまして、49 ページ、表になりますけれども、一番下になります。

こちら県建築指導課からの指摘によりまして、大雨のときに市街化区域の一部に見られる冠水箇所をイエローゾーンの項目の中に含めて記載おりましたが、実際にはイエローゾーンには該当しないということで、新たにその他の欄を設けまして変更をしております。

続きまして、73 ページの表になりますが、こちらは誘導施設についての一覧となります。

前には、市民ニーズの高い公園を入れておりました。しかし、県の調整会議におきまして、誘導施設そのものが届出制度の対象となることから、公園は建物を整備をするかどうか明確ではないということで、手続きが煩雑になるとの意見をいただきまして、誘導施設からは除くということにさせていただきました。しかしながら、市民ニーズが非常に高いという観点から、欄外になります、一番下になりますけれども、整備を推進する旨を改めて記載をした内容となっております。

続きまして、77 ページの施策の 5 番になりますが、こちら複合交流施設の整備に係る文言の修正でございまして、都市計画マスタープランと同様の修正を行っております。

続きまして、83 ページ、施策の 11 になります。

こちらは区域指定制度に係るものでございまして、先ほど都市計画マスタープランの修正の内容と同じになります。

最後に、85 ページの表でございまして。

誘導施設の立地数を目標にした場合の施設数でございまして。誠に恐縮でございまして、施設数につきまして精査をいたしまして、その結果、数字を修正する内容となっております。

以上、2つの計画の修正でございまして、県の調整会議を含めまして、計画に係る基本的な方針まで変えるような内容ではございません。文言の修正のみでの修正となっている状況でございまして。

続きまして、9月19日から30日にかけて実施いたしましたパブリックコメントの結果を報告させていただきます。

今回、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から地域説明会の開催ができなかったため、市の両庁舎での閲覧とともに、市のホームページにおきまして、動画による解説を添付してご意見を募集いたしました。

結果といたしましては、各計画1件で計2件の意見がございました。主な内容としましては、肯定的な意見でございまして、誘導施設を整備するに当たってのその後の維持管理の提案をいただくような内容等がありました。

最後になります。

今後のスケジュールでございまして、今月15日、来週になりますけれども、都市計画審議会の開催を予定しておりまして、そちらで答申をいただく予定となっております。その答申を踏まえまして、11月の月上旬に庁内の協議による決定をいただきまして、12月1日での公表を目指しまして予定をしている状況でございまして。

説明は以上です。

○古橋智樹委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

このマスタープランも中、拝見したんですけれども、デジタル化という部分では、例えば通信ネットワークの整備とかそういうのは入っていないんだよね。その辺はこれからの課題としては大きな課題だと思うんだけど、どういうふうにお考えですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

デジタル化というお話をいただきましたけれども、それも含めまして、いろいろな技術革新といいますが、デジタル化、あるいは無人化、そういう技術革新というのは今後ますます進むであろうというふうに想定をしております。マスタープランの96ページに、Society5.0の推進というようなことで、先進技術との連携というふうなことをうたっております。こちらの中でいろいろな技術革新を取り入れて、状況、状況に応じて導入すると、そういうような内容を示しております。

○矢口龍人委員

具体的な話に例えばなると、要するに、光ファイバーも整備して、Wi-Fiを市内どこでも使えるようにするとか、すごく大きな事業だと思うんだよね。でも、それによって、各、例えば集落にしても、集落からの情報交換にしても、ネットワーク化というのが可能だと思うし、それにはそれにやっぱり相当予算もかかってくることだし、その辺のところ、本来ならばもう少し具体的に私は入れていったほうがいいかなと思うんですけれどもね。それは国でもデジタル庁を設けてやっていこうというような、

もうすぐ始まると思いますよ。ですから、その辺のところももう少し研究してもらいたいかなというふうに思うんですけども。

例えば、小学校にパソコンを整備しましたよね、1人に1台ずつ。あれ、Wi-Fiなかったら、ただの箱ですからね。だから、そういうところも、みんなつながってくることだと思うんだよね。だって、そうでしょう、あれパソコン使えないでしょう、インターネット。例えば、今よく言っている会社から離れたところでリモートでもっていろんな仕事をやるというのも、あれWi-Fiがあって初めてできることであって、普通のあれでは無理ですもんね、4Gとか。5Gであればできるかもしれないですけども、その辺のところも本当はもっと一歩進んだ取組が欲しいなというふうに思うんですよ。ここへ来ちゃって、今、もう発表する状況になってからあれなんですけれども、ただ、そこも一つテーマとして、皆さん方がぜひ考えてこれからの行動に移していただければと思うんですけども。

○都市整備課長（大久保昌明君）

繰り返しになりますけれども、この96ページの中においても、都市計画分野においても、ビッグデータの活用による情報ネットワークのとか、あるいは、高度自動車運転の無人運転等のサービス提供とうたっています。

さらに、計画をつくる中で、地方創生の計画と連携するというふうなお話もいただきましたけれども、地方創生のところでもSociety5.0という先進技術との連携をうたっておりますので、市街化区域だけではなくて、市全体の振興にはそういう技術革新も取り入れるというふうな方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○古橋智樹委員長

この両計画は、あとのぐらいで納入予定でしたか、いま一度確認したいんですが。策定予定日。

○都市整備課長（大久保昌明君）

計画そのものを確定して市民の皆様に公表するのは、12月1日を予定しております。

○古橋智樹委員長

どちらも。

○都市整備課長（大久保昌明君）

どちらも12月1日を予定しています。

○古橋智樹委員長

あと2か月ありますけれども、2か月であとどういう内容を、また細かいところが見つかったらそれを直していくという作業だけですか。あと2か月は。

○都市整備課長（大久保昌明君）

公表と同時に、制度がすぐ適用になりますので、不動産関係、あるいは建築士関係の協会等への資料送付等を早々にやるというような予定を組んでおります。また、庁内においても、制度の趣旨を分かっていたいただきたいというのもありまして、職員間での説明会というの今後予定していく予定となっております。

○古橋智樹委員長

それで、立地適正化計画というのは、自治体が今後やっていきたい事業との関連づけというふうに私も認識しているし、委員で視察、課長も行った、新潟まで行きましたけれども、あれはどういう評価をされているかという、市がやりたい福祉であったり、そういう事業との関連づけで総理大臣表彰を受けていますという説明だったんですけども、うちが間もなくできるという立地適正化計画というのは、改めて伺いますけれども、矢口委員からも具体的なものを見させてほしいとありましたけれども、立地

適正化計画は市の今後やっていく事業とどういう関連づけになっているのか、ちょっとご説明いただけますか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

今お話ありました先進地視察ということで、新潟県の自治体を見させていただきました。あの際には、その地域の特性で従来からの健康づくりということテーマに人を集めている内容だというふうに記憶しているんですけども、かすみがうら市としてのこの立地適正化計画をつくったことでの今後のまちづくりでございますが、1つは、やはり2つの自治体が合併して1つになりましたけれども、都市計画的なことでのまちづくりというのはちょっと遅れていたのかなというふうにやはり評価されると思うんですね。神立駅が整備され、そこから背骨となる停車場線ができて、そのことで大分まちづくりの一つの柱ができて、安心感も市民の方には享受できるようになったのではないかなというふうに担当課としては考えておりますので、今後、やはりその利便性といいますか、本来のにぎわいづくりのスタートラインというふうなことで、都市計画のほうのまちづくりというのも進めていきたいなというふうに考えます。ちょっと抽象的ですけども。

○古橋智樹委員長

なら、こんな二本立てにしなくてもいいのかなと思ってしまいますけれども、茨城県内の立地適正化計画は、そういうマスタープランと大分かぶっているような嫌いなんですかね。土浦は先につくって、その中に図書館事業を組み込んで、その財源をいち早く取りたかったという話も我々委員で視察したときに言っていたでしょう。だから、こういうものを何か立地適正化計画、具体的に改めて委員として知りたいんですけども、何があるんですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

なかなか難しいという話になってしまいますけれども、やはり神立駅周辺を一つのポイントとしまして、都市機能を誘導して、創生区域、あるいは無指定区域の農業関係ですかね、自然環境がいいところの選択をできるというのがうちの特性だと思うんですね。都市的な生活と、あとは自然と一緒にという、その二者選択をできるというのがうちのほうの大きな特色だと思うんですね。湖があって山があったり、中心部分にはやっぱり都市整備、そういうことのそのメリットを対外的にも発信することですね。今、テレワークとか地方が大分注目されてきていますので、かすみがうら市のメリットをこの計画を基にして発信できるのではないかなというふうには感じております。

○古橋智樹委員長

立地適正化計画は、私は交付金なんかを頂くための活用が、私は自治体のテクニックかなといったものですから、具体的に見えてこないと何もその恩恵をもらえずに終わっちゃうのかなという心配はするんですけども、本来ならば宍倉小学校の今のウエルネスパークとか、あとは、もうやっているかもしれない千代田中の文教地区の整備とか、下中の脇の土地の活用とか、ああいうところに絡めて財源を取ってほしかったんですけども、後づけは難しいのかもしれないけれども、企画とそのあたりは、今、企画がつくっている市街地の計画、何ていうんですか。あれと全くそれぞれもう、縦割りの弊害とは言わないですけども、何かそれぞれに計画をつくっていて、縦割りでも何でもそれぞれ財源引っ張れるんだったらいいけれども、この計画は一体何を狙っているのかと心配してしまうんですけども。都市計画マスタープランだけで大丈夫になっちゃわないような計画にしてもらいたいと思うんですけども。

○都市整備課長（大久保昌明君）

今、財政的なメリットのお話ありましたけれども、この立地適正化計画をつくった後に、都市再生整

備計画、補助をいただくための計画になりますけれども、立地適正化計画があることで上乗せがありまして、通常 40%が 50%になるというようなことでの財政支援をいただけることになりますので、その財政支援をいただきながら、現実的な事業実施を進めていきたいというふうに考えておりますので、そういうメリットは、確かに委員おっしゃるとおり、大きいメリットとしては存在します。

○古橋智樹委員長

じゃ、その 40%が 50%になる対象事業というのは何になるんですかね。

○都市整備課長（大久保昌明君）

計画の 77 ページからになりますけれども、下のほうの表に、その右側に、活用し得る事業というふうに掲げてあります。この中の都市構造再編集中支援事業、こちらについては 50%の補助をもらえるような形ですので、こちらを活用していきたいというふうに考えています。

○古橋智樹委員長

この中に働く女性の家とか勤労青少年法のとかがありますけれども、これを統合していくということに対しての補助率が上がるということなんですが、この立地適正化計画と、企画課で、政策経営課でやっている計画は、それぞれの補助率を、財源を引っ張ることができるということですかね。ちょっと企画でやっている計画の名前、ちょっと私、度忘れしたんですけれども、何ですか。神立駅前に建物を建てるとか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

今、委員おっしゃった企画のほうで建物を停車場線沿線にというのと、これは同じ内容になります。

○古橋智樹委員長

私も計画の名前度忘れしたんですけども、これとは全く別に、前公室長だった辻さんなんかやっけて説明していた計画がありますよね。要は、だから、市長公室は総務委員会の管轄だからそこを差し込んでもいいですけども、都市計画のつくっている立地適正化計画分の算定枠というのがしっかりあるのかどうか、それだったら答弁できるでしょう。立地適正化枠の 10%というのが、企画でつくっているとは違うということですかね、算定枠は。その増加してくれる。

○都市整備課長（大久保昌明君）

都市再生整備事業ということでの申請はうちのほうが窓口になるものですから、枠としてはうちのほうの枠の中で、担当する課のほうで事業を進めているような形になりますので、政策のほうで今、複合施設についていろいろ取り組んでいる内容についても、補助をもらう段階ではうちのほうの都市再生整備事業という計画の中で対応するような形になります。

○古橋智樹委員長

これは茨城県と相談して、そういう事業として計画の根拠になるというお墨つきを最終的にもらわなきゃ策定完了ということにはならないんですけども、そういうことで調整はしているということですか。枠が、だから、具体的な事業規模がなければ、せつかくつくるのに抽象的ではその恩恵を受け損ねてしまうのではないかなと心配して聞くんですけども。

○都市整備課長（大久保昌明君）

委員おっしゃるように、立地適正化計画の中で読み込める内容を具体的に都市再生整備事業という形で明確にして申請するんですけども、今、立地適正化計画とこの計画と、それから都市再生整備事業という個別の計画は同時進行で県との調整をやっておりますので、その辺につきましても、県のほうも内容を十分把握した上で受け取ってくれるというふうな形になります。

○古橋智樹委員長

あとは、その維持管理の財源として、都市計画税とかそういう維持管理していく上での財源とか、そういう県の指南はないんですかね。その に土浦と神立が共有しているという部分から、境界を隔てて、こちらは都市計画である、なしという格差があるわけですけども、それは茨城県として、本当は段階を経て整備していかなくやならない立場なのかなというふうにも理解できるんですけども、このままそういう維持管理のことに触れていかないとすると、うちの市からとしても歩み寄りもないのかなと。単純に一般財源から引っ張るといって、市街化整備をうたう意義が薄れてしまうんですけども、そういうご指南はなかったんですかね、茨城県のほうから。それは逆に、なければ、うちからそういう実情は言うべきだと私は思うんですけども。

○都市整備課長（大久保昌明君）

県との協議の中で、都市計画税等々の維持管理の財源についての具体的な指導であったりとか助言、あるいは、近隣市との調整に踏み込んだものまでの話はいただいております。ただ、この都市計画マスタープランと立地適正化計画をつくる段階では、専門家だとか、市民の方が入っていただいた策定委員会等が組織されていますけれども、その中でやはり委員さんから都市計画税というふうな話は上がった経過もありますし、うちのほうとしましても、担当課としましても、都市計画税の必要性というのは認識は持っていますので、内部での協議の中でさせていただいた経過はあるんですが、ただ、行財政全般に関わるようなことになるものですから、都市計画マスタープランではなくて、近々検討をされます総合計画のほうで検討をしていただくように考えております。

○古橋智樹委員長

最後に、要望ということで発言させてもらいますけれども、前の議題で、下水道は、償却率、公共下水、農業集落排水ごと、それから全体というのが説明してもらったんですけども、そこに至っていないものですから、そういうものを次回以降に整理してくれと言ったんですよ。

それというのはやっぱり、議場の中でも答弁であったとおり、下水道の更新も非常に多額だというふうにそのときのファシリティーマネジメントの担当部長が答弁しているわけですから、下水のほうも老朽化率を出して行って、あとは都市計画税なりの財源確保ということが課題になってくるわけですし、市街化ということになれば公共下水の使用率、稼働率が高いわけですから、そういう目では応分の負担ということで、財源を将来の子どもたちに一方的に背負わせるというのは、行政として考えなきゃならない課題だと思うので、そういう意味で、将来の財源を、コロナ禍の中で非常に税収が不安定になるわけですから、なおさらそういう維持管理の立地適正化計画をつくりっぱなしの建物じゃなくて、その維持管理のための財源というのも計画の中でうたうべきだと私は思うので、時間の限りそういうことをほかの計画も含めて考えて調整していただきたいなというふうに要望させていただきます。

○佐藤文雄副委員長

答えは要らないでいいですか。

じゃ、ここで委員長交代。

○古橋智樹委員長

ほかに質問はありませんか。

[発言する者なし]

では、ほかに質問がないようでございますので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

次に、有害鳥獣の被害状況についてを議題といたします。

説明を求めます。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

有害鳥獣の被害状況につきまして、農林水産課根本課長よりご説明いたします。

○農林水産課長（根本和幸君）

それでは、令和2年度における農作物の被害状況についてご報告させていただきます。

近年、特にイノシシによる畑などの掘り起しによる農地被害や農作物の食害の被害が多く、多数寄せられています。特に霞ヶ浦地区におきまして、5年ほど前から生息数の増加に伴い、農作物への被害が増加傾向となっているような状況です。

令和2年4月から9月末までの被害状況についてですが、まず、霞ヶ浦地区につきましては、報告件数が22件、被害の作物としまして、サツマイモ、水稻、レンコンなどです。被害内容としましては、田畑への侵入や掘り起し、食害などがあります。特に被害が多い地域としましては、牛渡、深谷、西成井などになっています。

次に、千代田地区でございますが、報告件数が11件でございます。被害作物としましては、サツマイモ、水稻、レンコン、栗などがございます。被害内容は霞ヶ浦地区と同様でございます。特に被害が多い地域としまして、上稲吉、上土田、中佐谷などとなっております。

令和2年の有害鳥獣対策としまして、まず捕獲事業ですが、千代田地区におきましては、イノシシを年4回、カラスを年1回、霞ヶ浦地区では、イノシシが年2回、カラスが年2回、カルガモ、バン、オオバンにつきましては年1回。なお、霞ヶ浦地区につきましては、今年の夏に被害のほうが多く寄せられましたので、緊急対策として、イノシシの捕獲を1回実施をしております。

また、自営対策による支援ということで、農地への鳥獣の被害防止を図るため、農地への電気柵等の設置に係る助成としまして、電気柵の資材に対しまして3分の2の補助を出しております。上限は6万円となっております。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この千代田地区、雪入はなくなったの。雪入は被害はないんだ。雪入がなかったということですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

雪入から報告はなかったということで、雪入の方は慣れてしまっているのです。

○古橋智樹委員長

ほかに。

○矢口龍人委員

先ほど説明ありましたが、被害額というのは出ていないんですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

まだ算出はしていないんですが、特に霞ヶ浦地区ではサツマイモを植えてすぐに荒らされたような状況で、畑1枚丸々というようなところもありますので、金額に換算しますと結構な額になるのかなというように思っています。今後、その辺も含めて算定をしていきたいというふうに思っています。

○矢口龍人委員

そういう被害に対しての救済というのは考えていないのかなのか、そういうのもあるのかな

のか教えてください。

○農林水産課長（根本和幸君）

現在のところ、救済のような助成はございません。今後、近隣市町村の動向とかも確認をさせていただいて、何らかの方策があれば、ほかの地域と一緒にやっていければなというふうには思っています。

○矢口龍人委員

聞くところによると、何か千代田地区よりも霞ヶ浦地区のほうがすごい、例えばイノシシの頭数にしても半端なく、いるような話も聞くんですけども、何でそんなに増えちゃったんですかね。その原因というのはどうなんですか。ここに書いてある5年ぐらい前からというふうに書いてあるんですけども、実際のところ、その辺もちょっと生息に関するあれが分かれば。

○農林水産課長（根本和幸君）

ちょっと本当に私の意見も入ってしまうんですが、山林とか農地が非常に荒れているところが目立っています。そうしますと、そのイノシシが隠れている場所が、昼間でも隠れられるような場所がその畑のすぐ近くにあるというような状況で、私もたまたま自分で近くを先日ちょっと歩いてみたんですが、昔は優良農地だった畑などがもう草ぼうぼうで、やっぱりこれじゃイノシシも増えてしまうなど自分でも思ったところがございますので、恐らくその辺が原因かなというふうに思っています。

○矢口龍人委員

議題としてこの次が荒廃農地になっているので、一緒という感覚でいいかなと。今おっしゃられる荒廃農地が増えているから鳥獣も増えているんだというような感覚だと思うんですけども、何かイノシシだったら長距離を一晩のうちに移動して食糧を漁って歩いているんだというような話を聞いたんですけども、何かそうなると、もう完全にその地区に居着いちゃっているような状況なんですかね。ですから、例えば子どもが生まれれば何十頭も生まれるわけですから、それがどんどんやっぱり生まれて育って上がっているというような状況なんですかね。ですから、鳥獣をつかまえるのがとても追いつかないような状態なんですかね。どうなんですかね、その辺のところ。

○農林水産課長（根本和幸君）

先ほど説明した捕獲事業については、やっぱり数に限度がございますので、なかなか追いつかないという部分があります。また、私も先日、ちょっとスマホでイノシシが畑を荒らしているような動画をちょっと、かすみがうら市内で撮られた動画を見せていただいたんですが、結構の数で畑の中に入っている。中にはウリボーの子ども連れの親子だと思うんですが、そういう団体で歩いているようなものも見受けられましたので、恐らくその矢口委員が言うように1日何十キロ歩くという話も私も伺っているんですが、その親子でいるような場合には、恐らくそんなには動かないで、その畑の近くとかそういうところをすみかにしているのかなというふうに私は思っているんですが。

○矢口龍人委員

だけれども、相当本気で捕獲しないと、とにかくもう個体数どんどん増える、ねずみ講じゃないですけども、ねずみ算式に増えるような状況なんじゃないかなと思うんですよね。ですから、千代田地区はそれなりにこの捕獲網とかいろいろ穴とかやってくれているので、要するにこの件数が少ないのかなという感じもするし、やっぱり霞ヶ浦地区はまだまだそういう点では捕獲も本格的にできていないという部分でやっぱり増えるから、やっぱり被害も多くなるというようなことになるのかなというふうに思われますので、このところを少し積極的にやらないと、どんどん増えちゃって、被害がどんどん大きくなるんじゃないかというふうに思いますので、そこのところぜひ対策を取っていただきたいと思います。

○農林水産課長（根本和幸君）

千代田地区、霞ヶ浦地区、今月の17日から秋季の捕獲事業が開始をします。これが11月15日まで続きますが、11月15日からは今度は猟期になってきますので、本来は一般の方も猟ができるということなので、できるだけ多くの、特にイノシシの捕獲に努めていただければと思っています。その辺で、市のほうでもできることや情報提供ができればというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤文雄委員

県のほうも全県的にこういう鳥獣被害、特にイノシシの被害というのがあると思うんですね。そうすると、そういう対策会議みたいなものは県のほうではやっていないのか、また、そういう補助なんかもしていると思うんだけど、そういう情報共有と対策というのは、県のほうは全くやっていないんですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

県のほうは情報提供程度ということなんですが、かすみがうら市の場合は、近隣の土浦市、つくば市、桜川市、石岡市と、それぞれの有害鳥獣の対策についての協議を年2回ほど実施をして、実際にはその捕獲事業を日にちを合わせたい部分もあるんですが、なかなか各市ごとの事業もあつてなかなか難しいところもあるんですが、できるだけ同じような形でやるように、一応、年2回ほど協議をさせていただいているところでございます。

○佐藤文雄委員

前にも有害鳥獣問題で、石岡と土浦、新治だから、石岡と、あとかすみがうら、一斉にそういう事業を行うことが必要なんじゃないかということをおっしゃったんですが、そういうことは実践しているんじゃないの。していないんですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

実は先日にその協議を行ったところなんですが、各市町村の有害の今年の予定を見せていただいたんですが、ちょっと足並みがそろっていない部分がありましたので、今年度、もう一度協議をするときに、来年の有害捕獲事業の日程の調整をしたいということで、先日はそのお話もさせていただいたところで

○矢口龍人委員

今、その猟師さんが高齢化しているというようなことで、猟友会もなかなか捕獲のほうが大変だというような話なんですけれども、職員さんなんかもどんどんそういう狩猟免許持って、やっぱりそっこのほうも少し考えていただかないと、何でもそうですけれども、消防団でも何でも、どうしても行政の人たちにお願ひするようになっちゃうんですけれども、その辺も少し、課長、考えていただきたいというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○農林水産課長（根本和幸君）

検討させていただきます。

○古橋智樹委員長

じゃ、委員長交代します。

じゃ、すみません、私も質問。

増えている、増えているということで、書類として、イノシシが何%増えているのかというのが、こういうのは国とか県のほうで推計はないんですか。2倍になっているのか、1、2倍増えているのか。それと、それだけじゃなくて、報告件数はあるけれども、被害額が10年前と比べてどのぐらい推移し

ているとか、あとは猟友会で駆除している数が増えているとか、そういうのが可視化してもらいたいんだよね、グラフで。10年合併したぐらいから。あと国の傾向も含めて。

○農林水産課長（根本和幸君）

その増えている状況につきましては、ちょっと国のほうでは出していないと思うんですが、県のほうでもしかしたら出しているかもしれませんので、ちょっと確認をさせていただければと思います。また、そのデータについてですが、恐らく出せるデータとしては、捕獲頭数とかその辺であれば市でもまとめられるかなと思うんですが、被害額は、これはちょっと出した経過がないものもありますので、ちょっと難しいかなというふうに思っています。

○古橋智樹委員長

予算としてはかなりの増率をして支援しているわけですから、やっぱりその実績も、やっぱり合併してからどういう傾向で、茨城県は特にどうなのかとか、全国的にひどいと思うんですけども。あとは、先々の、イノシシを根本的に有害鳥獣ということで数を減らしていくのであれば、本当に遺伝子操作等までは言わないですけども、そういう研究も国・県レベルでやっていただかないと、追いつかなくて被害が増えるだけじゃないかと思うんですけども、そういう行政の横のつながりの中で、とにかく国がやってくれなくちゃ自治体レベルではできないかなと思うんですが、そういうのってないんですかね。

○農林水産課長（根本和幸君）

ちょっと今、古橋委員長が言うように難しい部分もあるかとは思いますが、例えば、豚熱、豚コレラですね、野生のイノシシがかからないように豚コレラのワクチンの入った餌なんかまいているような状況で、逆に守っているようなところも国・県でありますので、なかなかその遺伝子操作云々とか、そういうのはちょっと難しいのかなと。

○古橋智樹委員長

近隣で集まっているときがあったら、本当にそれで出資して、そういう研究をしている大学なり信頼できる法人だったら研究を進めてもらうようなことをやらないと、やっぱり有害鳥獣増えた場合は、ミバエとか、あとは外来魚とか減らすのはみんな遺伝子操作で減らしているわけですよ。外来魚とかミバエ、チチュウカイミバエとか、そういうものは遺伝子操作でこの子孫が一方向的にたくさん増えすぎないように操作しているわけですけども、私はそういう研究に行政も予算を研究開発に置くべきだと。いつだかの新聞のコラムにでさえそうやって書いているお年寄りもいましたけれども、私もその前からそういう考えでいますけれども、こういうのをやっぱり予算化していくべきじゃないですかね。国・県が動かなかつたら、近隣で被害がひどいということで連携していく取組も、イノシシに対するいろんな理解、被害を食い止めるための一つにもつながるんじゃないかなと思うんですけども。

○農林水産課長（根本和幸君）

今、古橋委員長がおっしゃられたとおり、実際、国・県が動かないとなかなか難しい部分はあるかとは思いますが、一応、先ほど言ったその5市でやっている協議会の中でも、ちょっとそういうお話だけはさせていただければと思います。

○古橋智樹委員長

委員長交代。

○佐藤文雄委員

だから、県なんて何か何もやっていないみたいな感じだから、そういう各自治体だけで解決できないというふうに思いますよね。そこをしっかりと要望して、県のほうでそれなりの対策会議を持てるように要請していくということも必要だと思うんだよね。それをぜひやっておいてもらいたいなというふう

に思います。

○農林水産課長（根本和幸君）

この件は国や県のほうにも伝えさせていただければと思っています。

○古橋智樹委員長

ほかに。

○久松公生委員

最初に戻ってしまって、ちょっと私聞きそびれてしまったんですけども、捕獲事業の回数で、千代田地区のほうの回数をちょっともう一度教えてもらっていいですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

イノシシが年4回です。カラスが年1回。

○久松公生委員

たしか霞ヶ浦地区は、イノシシ年2回、カラス2回という方法だったんですけども、よろしいですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

霞ヶ浦地区につきましては、イノシシが年2回、カラスが年2回、カルガモ、バン、オオバンについては年1回。

○久松公生委員

ちょっとこれは報告件数というか報告の状況ということで、千代田地区の11件の報告の中の被害作物の栗というのはどういった被害だったのでしょうか。

○農林水産課長（根本和幸君）

栗の苗を掘り起しをしたというふうな報告。

○久松公生委員

もう一つ、この被害内容の中で、農作物の食害というのは、食べてしまうということだけなんですか、それとも臭いとか何かそういったものも含まれているのでしょうか。教えていただければと思います。

○農林水産課長（根本和幸君）

サツマイモとかレンコンについては食害ということなんですが、水稻については、食害というよりは臭いがつくというお話を聞いていますので、そういう被害も報告を受けています。

○古橋智樹委員長

ほかに。

私も委員長の立場で言いますが、イノシシに限らず、アライグマがたくさんいるとかそういうものもありますから、そういうものも推移としてグラフで、カラスにしてもつくっておいてください。一目瞭然のね。今年の被害だけじゃなくて、推移がこれだけ増えているとか減っているとか、捕獲数とか、そういうものをグラフとして次回以降説明できるように整理してください。

よろしいですか。

[[「はい」と呼ぶ者あり]]

○古橋智樹委員長

それでは、ご質問がないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の補充をお願いします。

次に、本市の荒廃農地についてを議題といたします。

説明を求めます。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

農業委員会事務局です。よろしくお願いします。

酒井補佐が同席しております。

それでは、本市の荒廃農地についてご説明いたします。

農業委員会では、農地法第32条の規定により、毎年、荒廃農地の調査を行っております。荒廃農地の推移ですが、表のとおり、平成29年度が517ヘクタール、平成30年度が493ヘクタール、令和元年度が487ヘクタールとなっております。

荒廃農地の面積だけを見ると、荒廃農地は減少しているように見受けられますが、表の荒廃農地のすぐ下に、非農地判断の面積が記載しております。農地に復元することが難しい荒廃農地は非農地判断を行い、農地から外しておりますので、実質、農地の荒廃化は進んでおります。

次のページをお願いします。

荒廃農地の発生防止解消対策ですが、農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進指針により対策を進めております。具体的な取組としては、毎年、農業委員と推進員で農地の利用状況調査を行い、荒廃農地と判断された農地について、守るべき農地と再生利用困難な農地とを明確にし、非農地判断などそれぞれに応じた措置を行うこととしております。

また、農業従事者の高齢化や後継者等、担い手不足などが農地の荒廃化の要因となっておりますので、担い手の発掘、育成や担い手への農地の集積、集約化を進めるとともに、新規就農者の参入を促進してまいります。

説明は以上です。

○古橋智樹委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○矢口龍人委員

荒廃農地として作付しなくなるというふうな部分では、例えば土地改良をやったような優良農地という部分では、それに関してはどの程度、荒廃農地として年間出ているのか。あと、要するに、そのほかどういうところが荒廃農地になりやすいのかというところを説明いただけますか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

荒廃農地につきまして、土地改良、基盤整備をやったところとそれ以外ということでのちょっと、区分けしたのはちょっと手持ちに今ございませんので、申し訳ございませんが。あと、どういうところが荒廃農地になりやすいかというのは、一つは山林に隣接したような農地ということで、進入路が狭いかということや作業の効率化が悪いというようなことで荒廃化が進んでおります。あと、特に水田については基盤整備がされていないようなところは荒廃化が進んでおります。

以上です。

○矢口龍人委員

そうすると、例えば畑と田んぼとした場合に、どちらがどの程度の面積、荒廃地があるのか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

まず、水田の荒廃率なんですが、6.2%、畑の荒廃率が10.4%になっております。

地区で申し上げますと、水田のほうで荒廃率が高いのが下大津地区ということで、下大津地区は水田の基盤整備があまり進んでいないということが一つの要因かと思えます。

また、畑のほうで荒廃率が高いのが佐賀地区なんですけど、こちらはちょっと傾斜地ということで、農作業の、あと山林が多いというようなことで、やはり荒廃化が進みやすいというように捉えております。以上です。

○矢口龍人委員

そういうふうな部分をやっぱり議会のほうにもきちっと整理して、その資料も出していただきたいんですよ。そうすれば、また、例えばそれこそ3年とか5年ぐらいの期間の間にデータが出ていけば、やはりどういうふうな傾向だというのが分かるし、じゃないと、ただ漠然と言われて、荒廃農地は減っていますけれどもと言われてもちょっとね。だから、今言ったようなお話がデータが出ていけば納得できるので、ぜひ提出していただきたいというふうに思います。

それと、その区画整理したような基盤整備した土地に関してはデータがないと言うけれども、そういうところでもやっぱり荒廃して、耕作不可能になっているような土地はあるんですか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

水田、土地改良やったところですけども、若干、荒廃農地というよりも作付されないようなところはありますけれども、そこは土地改良区内の非農地判断ということで、農地から外すということはできませんので、それはそのままということで、誰か代わりに作っていただける方をお願いするような形になろうかと思えます。

○古橋智樹委員長

データの整理についてはどうですか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

データの整理については、地区ごとの、あるいは水田、畑ごとの荒廃率等は議会のほうに資料を提出したいと思っております。

○古橋智樹委員長

じゃ、それは委員長として言わせてもらいますけれども、さっきと同じく、やっぱり推移がグラフで可視化してほしいんですよ。その土地のことだけじゃなくて、担い手とか農業従事者数とか農業従事者の平均年齢とか、人口に対してこれだけの割合だというのがグラフで推移が分からないと、文言だけだと理解しがたいし、漠然と課題だということだけで、やっぱりグラフにしてもらいたいのので、そういうことを併せて委員長から要望させてもらいます。

○佐藤文雄委員

私は、その対策がワンパターンというか、これしかないんだけど、どういうふうにして担い手を増やすのか、どうやって育成するのかということだよ。これでは具体化が分からない。やっぱり採算ベースが合わないからでしょう、農業。だったらどういうふうにするのかということを考えてないと、担い手発掘とか育成とかといったって、絵に描いた餅になっちゃうんじゃないかなと思うんだよ。そこがどう、基幹産業としての農業というふうに位置づけているのに、そこが見えないよね。どんどんこのままだったら行っちゃう。どうですか。どういうふう考えているか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

担い手の発掘育成ということでは、認定農業者という制度がございまして、そういった認定農業者の方が現在200人程度なんですけど、そういった認定農業者の方を今後増やしていきたいと考えております。

○佐藤文雄委員

だから、認定農業者を増やしていきたいといっても、認定になる人が何で増えないんですかと。増えているんですか。どんどん増えているんですか。もう行き詰っているというようにも聞いていますよ。

だから、どうやって増やすの。それが分からないよね。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

認定農業者のほうも高齢化が進んでいると思います。ですから、新規就農者のほうも、新しく農業に参入してくれる方、そういった方も今後増やしていければと考えております。

○佐藤文雄副委員長

じゃ、交代。

○古橋智樹委員長

農業組合法人の管理というか、行政として、数とか生産高とかを管理するのは農業委員会ですか。農政ですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

ちょっと今、農業法人とかの数はずっと今持っていないんですが、先ほどの担い手の話になるんですが、農林水産課のほうでは、農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金ということで、経営開始から5年間、年間150万円の助成をして、就農に努めてもらうように補助をしているところがございます。

○古橋智樹委員長

だから、農業従事者、個人事業者が減って、その法人化のほうにシフトしている生産稼働率もあると思うんですよ。だから、それもグラフにしてもらいたいんですよね。どのぐらいかすみがうら市は法人化されて、どのぐらい従業者を入れているとか。そうしないと、もっとこの農地だけの問題で片がつくことじゃないですから、それで法人がどのぐらい土地を作付しているのかとか、そういうものもグラフで欲しいので、可能ですよね。それがどのぐらいの推移になっているかというのは。

法定として市が管理するんですか、それとも県知事の権限なんですか、市長の管理なんですか、農業組合法人は。ただ法人ということで許認可するだけで、実態としては法律として数を管理しているものってないんですかね。

○農林水産課長（根本和幸君）

農業法人を設立する場合に市とかに届ける義務はないので、やっぱりこちらで把握できるのは、法人として認定農業者の資格を受けている方の経営改善計画書からしか、うちのほうでは把握することがちょっとできないんですが。

○古橋智樹委員長

何かその農業の法人化の割合、指標的なものを何かつかむものもないんですか。明らかに昔よりは法人化の法律も整備されて、個人事業よりも法人でやっている割合はあると思うけれども、それが実際、我々ほどのぐらいの件数があるのかというのが何もつかみどころがないので、それは市町村長の権限で分からないところがあれば、やっぱり知事とか農協とか、そういうところの統計とかが一番信憑性があるのであれば、そういうものを引っ張ってきてグラフにしてもらいたいんですけども、可能ですかね。

○農林水産課長（根本和幸君）

取りあえず、県とかちょっとJAさんとか確認をして、ちょっとどの辺まで数が把握できるかはちょっとここではっきり申し上げられないんですが、できる限り情報を集められるような手だてを考えさせていただいて、もし数字が出せるようであればご報告させていただければと思います。

○古橋智樹委員長

それに加えて、だから、一般の企業として、事業の一つとして農業とあって、収入を得ていたとすると、それがそういう統計に加えられるのかどうか、その境界がちょっと難しいと思うんですけども、

農事組合法人か普通の株式会社。これは許認可がないと農地ということです。原則は整備できないというふうに思うんですけども、その辺はどうですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

ちょっとその辺も含めて検討させていただければと思います。

○佐藤文雄副委員長

いいですか。

○古橋智樹委員長

いいです。

○佐藤文雄副委員長

じゃ、交代。

○矢口龍人委員

それで、この対策じゃないけれども、要するに、今の話じゃないけれども、例えば企業とか農業法人とか、そういうところが例えば農地を耕作したいという場合に、今のように、例えば補助整備したところであっても、面積が狭いよね。あれを1枚1町歩ぐらいの面積に段差修正して、それでやっぱりそういうふうに行っているところが結構県内でもありますけれども、そういったことを市ではやろうという考え方はないんですか。

○農林水産課長（根本和幸君）

実は、石岡台地土地改良区のほうでかんがい整備をしたときに、畑総の計画もあったんですが、実際、畑総はやっていないんですが、その畑総で、できれば最低でも2ヘクタールぐらいの土地をまとめてやりたいという からの要望もいただいていますので、2ヘクタールといいますと、例えば畑の作物でやるとなるとサツマイモぐらいしかなくて、そのサツマイモの畑も、どちらかという個人というよりはいわゆる問屋さんとかがやらないとちょっと面積的に難しいと思いますので、その畑総と併せて、その畑の段差解消というか、土地改良をできればなということで、ちょっと石岡台地のほうといい土地を探しているというか、適当な場所を探せばというふうに思っています。

○矢口龍人委員

畑総とかじゃなくて、例えば、段差を修正して、要するに大型トラクターでも何でも大型機械が入ってできるということが最低条件だと思うんだよね。今、3反歩とか2反歩区画だと思うんだけど、それを1町歩、2町歩単位の面積にして、そうすれば、今、実は行方の一番手前の辺りは、あれみんな1町歩、2町歩単位の圃場にしたんですよ。もう10年か20年前だと思うんだけど、そこで、稲を作っていないときはタマネギを作ったりとか、それから水稻を作ったり、そういうふうにして、でっかいトラクターとかコンバインを使って、もういろいろやっているんだよね。

だから、ああいったことというのは、かすみがうら市ではそういうふうなことをやろうというようなあれはないのかなと思って。やはり一番はどこも同じだと思うんですよ。高齢化して後継者がいないということで、やっぱり耕作地放棄地ができてしまうと。それをやっぱり解消するには、結局、ある程度組合みたいなものをつくって、大型機械をどんどん市から補助をもらって購入して、それでもって一気にやっているような感じを取っていますけれども、そういうふうなところはどうなんですかね、市としては。

○農林水産課長（根本和幸君）

平成23年当時だったと思うんですが、霞ヶ浦の深谷地区で、ある農業法人の方が土地を借りるということで、国道脇の農地を借りてということだったんですが、そのときやっぱりネックになったのが、

地権者がある程度いまして、それぞれ貸したいという方と貸したくないという方が分かれて、実際そのときには、随分、途中で空き空き、広い面積の中で空いてしまう、借りられなかった土地もあって、難しいような状況があったのも、23年当時だったと思うんですが、そういうこともあります。

また、恐らく行方とかには、委員さんがおっしゃられるようなところは、もともとの畑の面積も広いところなのかなというふうには思うんですが、どうしても霞ヶ浦の場合、千代田地区よりは霞ヶ浦地区のほうは非常に1枚1枚が狭いので、なかなか難しいのかなと思います。

○矢口龍人委員

難しいんじゃないくて、そういったことをやっていかなければ、これからも耕作放棄地が増えていくんじゃないかなと。もう極端な話、そういう法人とかそういう団体組織みたいなのところをお願いしないと、なかなか個人ではもう農地を管理することができなくなってくるんじゃないかなと。だから、将来を見越したときに、やっぱりそういうところを段差修正なんかして、どんどん法人でも何でも入ってくれるような、そういうふうにしていかないとどうかなというようなことなので、政策的な部分だと思うんだけど、どういうふうにお考えかなと思って。

○農林水産課長（根本和幸君）

今、これは県の事業になるんですが、茨城かんしょトップランナー産地拡大事業というのがございまして、これは荒廃農地の再生事業ということで、荒廃農地の障害物の撤去であるとか、整地とか土づくりをすると、補助率2分の1で上限10万円ということです。10アール当たり10万円です。ただ、樹木なんかがあって除根が必要な場合には上限15万円ということで、この事業をやる条件としましては、この再生した農地で5年以上カンショを作付けることということで、かすみがうら市の令和元年度の実績としましては7.66ヘクタール、46筆になります。

あと、これとは別に市単独なんですが、遊休農地対策事業補助金としまして、これは10アール当たり5万円となりますが、令和元年度の実績としては56アールで、伐採や除草、除根、整地を行った実績がございまして。

以上です。

○矢口龍人委員

私が言っているのは、今ある優良農地が数年後には荒廃しちゃうよと言っているの。だから、それを荒廃しないようにするには、要するに作りやすい土地に変えたほうがいいんじゃないですかと、そういう努力をしたほうがいいんじゃないですかと言っているんですよ。もう荒廃しちゃったほうを言っているわけじゃなくて、荒廃しちゃったところはそうやってちょこちょこやるしかないでしょうけれども、荒廃させないために政策を考えたらどうですかというようなお話ですよ。

○農林水産課長（根本和幸君）

今うちのほうでやっているものとしては、農地中間管理事業としまして、農地中間管理機構を介しての農地の賃貸借になりますが、こちらが令和元年度で田畑合わせて30.09平米、そのほかに、農地中間管理機構を介さないで農地の利用権の設定、賃貸借なんですが、令和元年度で更新の方が28.23ヘクタールです。新規の方が109.12ヘクタール、合計しまして137.36アールで、筆数にしまして472の方が利用権を設定をされています。

ということは、いわゆるその新規の方が増えているということは、農業者の意識として、いわゆる貸し借りをするのではなくて、市のほうへ利用権の設定を出して正式に農地の貸し借りをやっているというのが最近増えてきているような状況ですので、ある程度農地の動きが出てきたのかなというふうには思っています。

○古橋智樹委員長

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

では、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、営農型太陽光発電についてを議題といたします。

説明を求めます。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

それでは、営農型太陽光発電についてご説明いたします。

営農型太陽光発電は、太陽光を農業生産と発電とで共有し、作物の販売収入に加え、売電による収入が期待できる取組です。本市におきましては、これまで8件の農地法の許可をしております。作物の生産状況は、気象状況や病害虫の発生等により減収となった作物も見受けられますが、おおむね良好となっております。また、育成中の作物については、適正な補助管理が行われております。

以上です。

○古橋智樹委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

これ、農地ということですので、土地自体に、要するに、通常であれば雑種地としての税がかかると思うんだけど、この場合は、だから、そういう面でかからないんですか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

これは農地の一時転用ということなので、地目は畑のままなので、税金のほうも畑の課税になります。

○矢口龍人委員

じゃ、要するに、太陽光発電のその機械に対してはかかるわけでしょう。だって、その固定資産税みたいな形で、施設に関しては。どうなんですか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

上物の償却資産ということですよ。パネルとかパワーコンディショナーとか、そういうのは償却資産なので、税金はかかります。

○古橋智樹委員長

じゃ、私。

○佐藤文雄副委員長

交代します。

○古橋智樹委員長

その農業のこの生産高の報告の義務があって、農業委員会に上がると思うんですけども、それは報告書は太陽光パネル事業者と同一として報告あるんですか。それとも、農地所有の方ということなんですか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

太陽光の上のパネルの方と、あと下の作物を作っている方が同じ場合と別の場合がありますので、毎年度上がってきます農産区別の状況報告書、こちらについてはその作物を作られている農事組合法人とか、そういった方であれば、そちらの作物を作られている方が上げております。

○古橋智樹委員長

ですから、これは太陽光発電の一環としての許認可を出して、報告義務ということですから、筆頭報告義務者はどなたなんですか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

これでいきますと、1番から5番は法人の方がやられているんですけども、農業生産法人、ですから農業生産法人の方が上げてくる。5番までが法人で、6番から8番までは個人の方ですね、営農型太陽光発電の許可を取られた。

○古橋智樹委員長

その6番以降は、太陽光事業部門をやっている方は違う方という。違う方というか、個人の方が太陽光もやっていると。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

上も下も個人でやっております。

○古橋智樹委員長

法律的には、時限的なものではなくて、まだ永続している状況なんですかね。それとも、時限的に太陽光とセットで農業をやれば、ちょっとメリット、具体的に私は分かりませんが、それも含めてちょっとご説明いただけますか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

営農型太陽光発電は3年間の一時転用許可ということで、3年ごとに更新ということになります。あと、太陽光については20年間の固定価格ということになると思いますので、20年間は事業者の方は高い価格で売電できますので、3年ごとの更新でやろうかと思えます。

以上です。

○古橋智樹委員長

農業をするからという前提で、太陽光の事業も転用を認めますということですよ。それで、時限は今のところはないと。法律として。その更新の年数はあるけれども、その許可は3年更新ということなのかもしれないですけども、法律としては別に転用は無制限に今なっているという。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

そのとおりです。

○古橋智樹委員長

基本的には、その農業部門の収益、収支の決算しか分からないということですよ。だから、農業のほうに別に問題ないとしても、パネルの太陽光の発電の事業のほうに、例えば資金繰りの影響でしまわなくちゃならなくなったとか、そういうことに関しては、農業委員会は特段報告義務とか、もったりする制度になっているんですか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

農業委員会の決算では、毎年度、農作物の生産状況報告書のみですので、上のパネルのほうの売電収入がどれぐらいあったかというのは報告ございませんので、そちらはちょっと把握しておりません。

○佐藤文雄副委員長

いいですか。

○古橋智樹委員長

一旦、いいです。

○佐藤文雄副委員長

じゃ、戻します。

○古橋智樹委員長

じゃ、ほかによろしいですか。

○久松公生委員

今、2番の営農型太陽光発電についての霞ヶ浦地区の状況の8件の件なんですけれども、ここで先ほどのその前の荒廃農地とかそういったのを利用したとか、そういったものは含まれているような場所、土地というのはこのほかにはあるんですか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

この中にはないですね。

○古橋智樹委員長

じゃ、もう一回、すみません、私。

○佐藤文雄副委員長

交代です。

○古橋智樹委員長

さっき矢口委員が雑種地ということで質問していましたが、じゃ、農地にするという場合、太陽光とセットで農地にして、雑種地じゃない、課税でメリットがあるとか、そういう制度になっているんですか。雑種地を農地という、太陽光は上でやるけれども、土地の課税は農地という、そういうものはできますか。雑種地を農地にして、太陽光もやりますということは。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

農地の一時転用許可ですので、それはちょっとあり得ないと思います。

○佐藤文雄副委員長

いいですか。

じゃ、戻ります。

○古橋智樹委員長

ほかに、いいですか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

じゃ、ないようでございますので、本件を終結いたします。

これで執行部の皆様には退席をお願いいたします。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

では、委員長からです。

また来月、宿題的なもの、質問も含めてあります。ほかに加えておきたい議題がありましたら、挙手の上、お願いします。何かございますか。

また、日程もいつ頃ということで、おおい書記からご連絡させていただきますので、よろしく願います。

観光課がなかったんだよね。何か言ったような気がしたんだけど、言っていないか。

暫時休憩いたします。

[午後 3時58分]

○古橋智樹委員長

では、再開いたします。 [午後 4時07分]

それでは、以上で本日の産業建設委員会を……ちょっと待ってください。

その前に、次回、11月開催に当たって、議題と日程のほうを書記より連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の産業建設委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時07分